

日本小児ストーマ・排泄管理研究会会則 (平成19年4月27日改正)

第1条(名称)

本会は、日本小児ストーマ・排泄管理研究会 (Japanese Society of Pediatric Ostomy and Continence Care) と称する。

第2条(目的)

小児ストーマケア、排泄管理および創傷管理の向上と普及、これらの管理や治療に用いる用品の開発と普及、ならびにこれらの病態に関する研究を目的とする。

第3条(事業)

本会は、下記のことを行うものとする。

1. 年1回の学術研究会を開催する。開催地、日時は日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会との関連を配慮して決定する。
2. 学術研究会の記録を日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会誌に掲載する。
3. その他、第2条の目的を達成するための事業を行う。

第4条(会員)

1. 本会の会員は、医師、看護師、その他の医療従事者を正会員とする。ストーマ用品メーカーに属する上記以外の職種の場合は準会員とする。
2. 本会正会員のうち、本会の発展に多大の貢献をなしたことから、代表世話人が幹事会および世話人会の議を経て推薦するものを、特別会員とすることができる。特別会員は会費の納入を要しない。
3. 特別会員は世話人会に出席することが出来、意見を具申することが出来るが、世話人会における議決権を有しない。

第5条(役員)

1. 本会に下記の役員をおく。

代表世話人 1名

会長 1名

副会長 1名

幹事 8名(医師4名、看護師4名)

監事 2名

世話人 若干名

2. 代表世話人は、世話人会の互選によって世話人会で定められ、会務を統轄、執行する。幹事会・世話人会を主催し、幹事会の議長を務める。任期は4年とし再任を妨げない。
3. 会長は世話人の承認を経て副会長が昇任し、学術研究会を主催する。会長はその任期中は幹事とし世話人会の議長を務める。
4. 副会長は、世話人の互選により世話人会で選出され、会長を補佐する。副会長はその任期中は幹事とする。
5. 幹事は、世話人の互選により世話人会で選出される。幹事は幹事会を組織し、世話人会の権限に属する以外の事項について審議し、代表世話人を補佐する。幹事会は必要ときには委員会を設置して幹事会を補佐させることが出来る。幹事会の構成は医師から4名、看護師から4名とする。その任期は4年とし、2年ごとにそれぞれの半数を改選する。連続3期以上の再任は出来ない。
6. 監事は、世話人の互選により世話人会で選出され、財産の管理、代表世話人と幹事の会務執行を監査し、幹事会に出席する。監事の任期は4年とし、2年ごとに1名を改選する。再任は出来ない。
7. 世話人には、その意志を代表世話人に書面で届け出、世話人会で承認された会員になることが出来る。世話人は世話人会に出席し、代表世話人、幹事、監事と副会長の選出、その他代表世話人から諮問された事項について審議・決定を行う。連続して3回世話人会を欠席した場合、あるいは連続して3年以上世話人会費を納入しなかった場合には原則としてその資格を失う。

第6条(委員会)

幹事会は必要に応じて委員会を設置し、会員の中から委員長、委員を任命することが出来る。

委員会は諮問された事項について年一回以上幹事会・世話人会に報告しなければならない。

第 7 条(会費)

会員は、年会費を納めるものとする。年会費の額は、世話人会で決定する。世話人は、その他に世話人費を分担する。その額は、世話人会において決定し、付則に記載する。

第 8 条(入会および退会)

1. 入会を希望するものは、その旨を事務局に書面で届け、会費を納入する。
2. 退会を希望するものは、その旨を事務局に届け出なければならない。
3. 3年間会費を納入しないものは原則として退会とみなす。

第 9 条(議決)

幹事会の成立には構成員の 2/3 以上の、世話人会の成立には構成員の半数以上(委嘱状を含む)の出席を要する。

幹事会、世話人会の議決は、それぞれ出席者の過半数で決定し、同数の場合は議長が決する。

第 10 条(事務局)

本会の事務局を下記におく。

〒113-8655 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学医学部小児外科内

第 11 条(会則変更)

本会則の変更は、全世話人の3分の2以上(委嘱状を含む)が出席する世話人会において、世話人会出席者の過半数の同意を必要とする。

付則

1. 会費は 3,000 円とする。
2. 世話人は、上記の他、世話人費 2,000 円／年を分担する。
3. 会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
4. 本会則は、昭和 62 年 2 月 8 日より実施する。
5. 本会則は、平成 10 年 5 月 8 日に改正する。
6. 本会則は、平成 14 年 2 月 1 日に改正する。
7. 本会則は、平成 19 年 4 月 27 日をもって上記のごとく改正し発効する。

<連絡>

会費・世話人費の納入方法

郵便局に日本小児ストーマ・排泄管理研究会の口座を開設してあります。

郵便振替口座番号 00130-8-39137

名称 日本小児ストーマ・排泄管理研究会

領収証は郵便局の受領印で代えさせていただきます。

日本小児ストーマ・排泄管理研究会事務局

〒113-8655 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学医学部小児外科内

代表世話人:岩中 督

事務局長:金森 豊

電話 03-5800-8671